

掛川市規則第3号

掛川市母子保健法施行細則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市母子保健法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(妊娠の届出)

第2条 法第15条の規定による届出は、妊娠届出書（様式第1号）により行わなければならない。

(低体重児の届出)

第3条 法第18条の規定による届出は、低体重児届出書（様式第2号）により行わなければならない。

(養育医療の給付申請等)

第4条 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）第9条第1項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 養育医療意見書（様式第4号）

(2) 世帯調書（様式第5号）

(3) 世帯の所得税額等を証明する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療券を申請者に交付するとともに、書面により指定養育医療機関に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により養育医療の給付を行わない決定したときは、養育医療給付却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(養育医療の継続給付申請)

第5条 省令第9条第2項の規定により養育医療券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該養育医療券の有効期間満了後、引き続き養育医療の給付を受けようとするときは、養育医療継続給付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 養育医療意見書

(2) 前条第1項の規定による申請以後に変更のあった場合にあつては、世帯調書及び世帯の所得税額等を証明する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、継続給付の可否

を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により継続給付を行うことを決定したときは、養育医療券を受給者に交付するとともに、書面により指定養育医療機関に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により継続給付を行わない決定したときは、養育医療継続給付却下決定通知書（様式第6号）により受給者に通知するものとする。

（指定養育医療機関の変更）

第6条 受給者は、やむを得ない理由により指定養育医療機関を変更しようとするときは、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 養育医療意見書

(2) 第4条第1項の規定による申請以後に変更のあった場合にあつては、世帯調書及び世帯の所得税額等を証明する書類

(3) 変更前の指定養育医療機関の医師が作成した理由書

（移送の承認）

第7条 受給者は、法第20条第3項第5号に掲げる移送の給付を受けようとするときは、移送承認申請書（様式第7号）に当該費用の額を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、移送承認（不承認）通知書（様式第8号）により受給者に通知するものとする。

（養育医療券の再交付）

第8条 受給者は、養育医療券を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、直ちに養育医療券再交付申請書（様式第9号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

（費用の徴収）

第9条 市長は、法第21条の4第1項の規定に基づき、別表に定める額を養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者から徴収するものとする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	当該年度分の市民税が非課税の世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	2,600円	260円
C 1	当該年度分の市民税が課税の世帯（A階層又はD階層に該当する世帯を除く。）	均等割のみ課税の世帯	540円
C 2		所得割が課税の世帯	790円
D 1	前年分の所得税が課税の世帯（A階層又はB階層に該当する世帯を除く。）	前年分の所得税額の年額区分 15,000円以下	1,080円
D 2		15,001円～40,000円	1,620円
D 3		40,001円～70,000円	2,240円
D 4		70,001円～183,000円	3,480円
D 5		183,001円～403,000円	4,940円
D 6		403,001円～703,000円	6,500円
D 7		703,001円～1,078,000円	8,240円
D 8		1,078,001円～1,632,000円	10,200円
D 9		1,632,001円～2,303,000円	12,340円
D 10		2,303,001円～3,117,000円	14,700円
D 11		3,117,001円～4,173,000円	17,250円
D 12		4,173,001円～5,334,000円	19,990円
D 13		5,334,001円～6,674,000円	22,940円
D 14		6,674,001円以上	全額

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規

- 定する均等割及び所得割をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号及び第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 備考1及び備考2の規定にかかわらず、所得割又は所得税額を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条の規定を適用するものとする。
- 4 世帯階層区分の認定は、乳児及び乳児の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行う。
- 5 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。
- 6 徴収月額の特例
- (1) 同一世帯から2人以上の乳児が給付を受ける場合は、当該月の徴収額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な乳児にあつては、徴収基準月額の欄に掲げる額、2人目以降の乳児にあつては、徴収基準加算月額の欄に掲げる額により算定するものとする。
 - (2) 入院期間が1月未満の場合における当該月の徴収額は、この表により算定した額に当該月の入院日数を当該月の実日数で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
 - (3) 乳児の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定を行わないものとする。ただし、乳児に所得税又は市民税が課せられている場合は、当該乳児につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 7 この表において「全額」とは、当該乳児の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を控除した額をいう。

妊娠届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

ふりがな			生 年 月 日
妊婦氏名			年 月 日（ 歳）
居住地	電話番号		
妊婦の職業		世帯主氏名	
夫氏名		夫の職業	

流早産	無 ・ 有	早産 回、死産 回、流産 回、中絶 回	未熟児出産 無 ・ 有 回
健康診断の有無	(性病) 受けた ・ 受けない		(結核) 受けた ・ 受けない

検 診 ・ 保 健 指 導 欄	妊婦氏名				初産・経産の別	初産 ・ 経産 回	
	妊娠週数 (妊娠月数)	満 週 (月)	最終月経	年 月 日	分娩予定日	年 月 日	
	検	つわり	軽度 ・ 中等度 ・ 強度		血液型	A ・ B ・ AB ・ O ・ Rh ()	
	診	浮腫	- + ・		血色素		
	保	尿蛋白	- ± + ・ ・		血 圧	最高/最低	
	健	尿糖	- ± + ・ ・		狭骨盤	有 ・ 無	
	指	摘要				既往症	
	導	年 月 日					
	欄	所在地					
		医師氏名					
	助産師氏名						
上記のとおり届け出ます。							
妊婦氏名							

低体重児届出書

ふりがな		性別	出生の年月日		何番目の子
赤ちゃんの氏名		男・女	年 月 日		第 子
出生時の状況	在胎週数	体 重	身 長		頭 囲
	満 週	g	cm		cm
出生場所 (施設名)	病・院 医・院 助産院 (名称)				その他
妊娠中の異常	無 ・ 有 ()				
分娩の状況	正常 ・ 帝王切開 ・ 鉗子 ・ 吸引 ・ その他 ()				
母子の産後の 心配事	母		子		
	無 ・ 有 ()		無 ・ 有 ()		
父の氏名	年齢 歳		出身地	職業	
母の氏名 (妊婦)	年齢 歳		出身地	職業	
自宅の住所 (アパート名・ 号室も記入)	電話番号				
退院後の連絡先	自宅	電話			
	自宅以外	電話 自宅へ戻る予定日	(様方) 年 月 日頃		

(記載上の注意)

自宅付近の略図



養育医療（継続）給付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号



次のとおり養育医療の（継続）給付を申請します。

乳 児	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	居 住 地			
	現 在 地			
扶養義務者	ふりがな			
	氏 名			
	職 業		乳児との続柄	
	居 住 地			
被保険者証等の記号及び番号			保 険 者 等 の 名 称 及 び 番 号	
希望する指定養育医療機関の名称及び所在地				
備 考				

様式第4号（第4条、第5条、第6条関係）

養育医療意見書			
ふりがな		性別	生年月日
乳児氏名		男・女	年月日
居住地		出生時の体重	グラム (在胎週数 週 日)
症 状 の 概 要	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれんがある。 (2) 運動が異常に少ない。	
	2 体温	摂氏34度以下である。	
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続する。 (2) チアノーゼ発作を繰り返す。 (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向にある。 (4) 呼吸数が毎分30以下である。 (5) 出血傾向が強い。	
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない。 (2) 生後48時間以上嘔吐が持続している。 (3) 血性吐物がある。 (4) 血性便がある。	
	5 黄疸	(1) 生後数時間以内に発生した。 (2) 異常に強い。	
	その他の所見 (合併症の有無等)		
診療予定期間	年月日から 年月日まで		
現在受けている医療	保育器の使用・人工換気療法・酸素吸入・経管栄養 持続静脈内注射・その他の医療（ ）		
症状の経過			
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>年月日</p> <p>医療機関 名称 所在地 医師の氏名 ⑧</p>			

(注) 指定養育医療機関の医師が記載してください。

世帯調書

申請者氏名					乳児氏名				
乳児の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	階層 区分	所得税額	備考	
世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

(注) 世帯外扶養義務者の欄は、乳児と別世帯で、現に当該乳児に対して扶養義務を履行している者を記載してください。

養育医療（継続）給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった養育医療の（継続）給付について、次の理由により却下することに決定したので通知します。

乳児氏名		生年月日	年 月 日
却下の理由			

（注）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号（第7条関係）

移送承認申請書			
受療者氏名		受給者番号	
担当 医師 の 意見	移送区間		
	移送方法		
	移送年月日		
	移送を必要と認める理由		
	費用見積額		
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 名称 医療機関 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 所在地 </div> <div style="text-align: right;"> 医師の氏名 ⑩ </div>			
やむを得ない理由で事後において申請するときはその理由			
<p>上記のとおり申請します。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 年 月 日 </div> <p>(あて先) 掛川市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 住所 申請者 氏名 ⑩ </div>			

移送承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった移送の承認については、次のとおり決定したので通知します。

乳児氏名		受給者番号	
決定事項	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
不承認の理由			

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

養育医療券再交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

次のとおり養育医療券の再交付を申請します。

申請者氏名		続柄	
申請者住所	電話番号		
ふりがな		性別	生 年 月 日
乳児氏名		男・女	年 月 日
住 所		世帯主氏名	
申請の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 その他（ ）		